

第 2 号様式（第 7 条関係）

京都市省エネ家電への買換え促進事業事務局 殿

京都市省エネ家電への買換え促進事業 共同事業実施規約

京都市省エネ家電への買換え促進事業（以下、「本事業」という。）に係る補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、甲（登録事業者として登録を受けた電器店）並びに乙（本補助金に係る省エネ家電の購入・設置等の契約（以下、「本件契約」という。）を甲と締結する者）は、互いに以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取決めを確認します。

第 1 条（要件等の確認）

- 甲及び乙は、本補助金の交付要領等をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。
- 2 甲及び乙は、以下の①～⑩の全ての事項について、了解する。
- ① 本補助金の交付申請が不備なく完了するまでに本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと。
- ② 本補助金の補助対象となる省エネ家電への買換え（以下、「本家電買換え」という。）に対して、他の補助金との併用は行わないこと。
- ③ 京都市及び京都市省エネ家電への買換え促進事業事務局（以下、「本事務局」といい、京都市と総称して「事務局等」という。）が前号に違反する疑いがあると認めた場合、事務局等は、併用が疑われる他の補助事業の所管先に対して、本家電買換えについて甲及び乙が提出した本補助金の交付申請（以下、「本交付申請」という。）の情報を提供する場合があること。
- ④ 交付要領等に反して、若しくは怠慢、虚偽の申告及びその他不正な主題（以下、「不適切な行為」という。）により、本補助金の交付を受け、又は受けようとしてはならないこと。また、相手が不適切な行為を行っている、又は行おうとしていることを知ったときは、直ちに本事務局に報告しなければならないこと。
- ⑤ 事務局等が前項に違反する疑いがあると認めた場合、又は本補助金の適正かつ円滑な運営のために必要と認めた場合、事務局等は、本交付申請において本事務局に提出した書類の発行元や本交付申請の関係者（甲及び乙、甲又は乙の取引先）に対して、本交付申請の情報を提供し、調査（本家電買換えで家電を設置した住宅への現地確認を含む。）を行うことがあり、甲及び乙はこれに協力しなければならないこと。
- ⑥ 乙は、本家電買換えで設置した家電を善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を行わなければならないこと。
- ⑦ 甲及び乙は、補助事業の完了から 6 年間、本事務局の承認なく、本家電買換えで設置した家電を、本補助金の交付に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は不当に廃棄した場合、補助金の返還命令の対象となること（本補助金の交付を受けた機器を設置した住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付けを行う場合を除く。）。
- ⑧ 事務局等が、本事業の効果検証を行う場合やその効果検証を PR する場合、甲及び乙は事務局等に協力すること。
- ⑨ ⑧ に違反した場合、本補助金の交付を受けられない場合があること。
- ⑩ 甲から事務局等に提出した乙の個人情報の利用、保存及び管理には、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び京都市個人情報保護条例（平成 5 年 4 月 1 日京都市条例第 1 号）が適用されること。

第 2 条（申告）

- 甲及び乙は、以下の①～③に該当しないことを互いに申告する。なお、③については、甲の役員等（実質的に経営に関与するものを含む、以下同じ。）が該当しないことを含む。
- ① 過去、本市や国の補助金において、不適切な行為により補助金の交付停止や返還等の処分を受け、本事業への参加や補助金の交付に制限を受けている者（団体含む。）
- ② 既に納期が到達している国税及び地方税の未納滞納者
- ③ 暴力団若しくは暴力団員である、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にある者
- 2 乙は、本家電買換えで設置した家電について、前年度における本事業と同等の補助事業の交付申請を行っていないこと、又は行わないことを甲に申告する。

第 3 条（交付申請等）

- 本補助金における交付申請等の手続きについて、甲は、甲と乙を代表して、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。
- 2 甲は、前項の手続きの受託に伴い乙に手数料を請求してはならない。
- 3 甲及び乙は、本規約締結後交付申請が不備なく完了するまでの間、本事務局が本補助金のホームページで公表する本事業の執行状況について、随時確認するものとする。

第 4 条（補助金の支払いと還元）

- 甲が、本補助金の交付を受ける場合、予定される当該補助金相当額について、本件契約に係る債務負担に充当する方法で乙に還元する。
- 2 前項の規定は、本補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲に交付された補助金を乙の相続人に還元することを妨げるものではない。
- 3 本補助金の交付前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。甲及び乙は、甲の破産手続開始決定前であっても、破産手続き開始の原因となる事実が生じる恐れがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合があることに同意する。
- 4 甲は、2 0 2 7 年 3 月 3 1 日（以下、「最終支払日」という。）までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。最終支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとし、甲及び乙はこれに同意する。

第 5 条（本規約の解除）

- 乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより（ただし、合理的な手段により甲に対して通知できない場合には、本事務局に対して、書面により又は事務局が別途指定する方法によって通知することにより）本規約を解除することができる。
- ① 甲が破産手続開始の申立てを行い、若しくは係る申立てを行う恐れがあると乙が合理的に判断した場合、又は甲の債権者が甲に対して破産手続開始の申立てを行い、裁判所より破産手続開始決定がなされるおそれがあると乙が合理的に判断した場合
- ② 甲が事務所、店舗、営業所等を全て閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合
- ③ 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合
- 2 前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知し、その指示に従うものとする。
- 3 第 1 項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

第 6 条（本補助金の申請ができない場合等の取り決め）

- 甲及び乙は、以下の①～④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。
- ① 交付申請が不備なく完了する以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
- ② 第 1 条第 2 項⑨により本補助金の交付を受けられない場合
- ③ 第 2 条において虚偽の申告をした場合
- ④ その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、本補助金の交付を行わなかった場合
- 2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

第 7 条（補助金の返還等）

- 第 1 条第 2 項⑨により補助金の交付を受けることができなくなった場合、本事務局は、本交付申請に対して補助金を交付せず、又は本交付申請に対する交付決定を取消し、交付済みの補助金について、返還を求める。
- 2 甲又は乙は、本補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
- 3 事務局等は、本条第 1 項に定める本補助金の返還命令、第 4 条第 2 項で定める補助金の還元に関する紛争、その他甲及び乙、並びに第三者との間で生じた紛争、並びにその他一切の損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに異議を申し立てないものとする。

甲及び乙は、本書を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

交付申請にあたり両者で確認を行っておく事項 【甲】が説明し、【甲】【乙】が同意した内容について【乙】が記入すること。（各項目においていずれかに☒がない、又は記入がない場合は受理されません。）	
省エネ効果の情報提供	☐ 【甲】から、省エネ効果及びアンケート調査について説明を受け、事務局又は京都市が実施するアンケートに協力することを同意した。 ※【乙】への省エネ効果に関する情報提供や説明は、【甲】の義務です。アンケートや京都市からの案内を送付させていただきますので、メールアドレスを記載してください。 ※メールアドレスがない場合は、下記の住所にアンケートを送付する場合があります。 @
申請内容への確認	☐ 【甲】及び【乙】は申請内容に誤りや虚偽の記載はありません。 改めて、次の項目の再確認をお願いします。 ・【乙】は【甲】から補助金相当額の還元を受けた。 ・【乙】は京都市内に所在する自ら居住する住宅に省エネ家電を設置する。 ・【乙】は法人でない。

締結日	令和 年 月 日	
【甲】共同事業者（登録電器店）		【乙】共同事業者（発注者）
事業者名	氏名	
代表者		
	印	印
住所 〒	住所 〒	

契約書の締結者と同じ者が記名及び押印してください。

※1：本規約に署名する甲の代表者は、必ずしも甲の代表取締役である必要はありません。

※2：本規約に署名する乙は、本人が自筆で署名する場合、押印は任意とします。

※3：甲は、乙の住所と本家電買換えで家電を設置した住宅の住所が同一かを確認してください。

申請番号	
------	--

※予備申請後に発行される番号です。

予備申請時には未記入のままでご提出をお願いいたします。

予備申請後にマイページより申請番号をご確認いただくことができます。

上記欄は電器店様のお控えとしてご活用ください。